

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「バイオから宇宙まで幅広い分野で新しい価値を創造し、人と社会に貢献する」という経営理念のもと、安定的かつ持続的な成長と発展を実現するとともに、社会の一員として、コンプライアンスはもとより、自然環境保護や健康、安全の確保などの企業の社会的責任を果たすことにより、あらゆるステークホルダーの皆様にとって、存在価値のある企業であり続けることを目指しております。

また、当社は経営環境の変化と企業間競争の激化に的確に対応するため、経営判断の迅速化を図るとともに、透明性の確保、アカウントビリティ向上の観点から、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な課題と認識し、その実効性の確保に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-2-1 経営陣報酬のインセンティブ】

中長期的な業績に連動するインセンティブプランの導入につきましては、今後検討して参ります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、分析および評価の方法を検討の上、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を2016年度から行い、その概要を本報告書において開示する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(政策保有株式に関する方針)

当社は、円滑な事業運営、取引関係の維持・強化を通じて、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、合理性があると認める場合に限り、株式を政策的に保有します。保有する株式については、取締役会において毎年保有する合理性を検証し、保有継続の可否および株式数の見直しを行うこととしております。

(政策保有株式に係る議決権の行使に関する方針)

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、当社の利益に資することを前提として、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものであるか、株主価値を毀損するものではないか等を、個別議案毎に総合的に検討した上で賛否の判断をすることとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社と取締役との間の競業取引および自己取引については、「取締役会規則」において取締役会の承認事項としております。現在、当社には親会社および当社株式の10%以上を保有する主要株主は存在しないため、それらの株主と取引を行う際の承認手続きは定めておりません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念、行動指針、中期経営計画の概要を当社ホームページで開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書I-1「基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

各取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、役位毎の基準報酬額を基に、会社の業績および各人の役割・成果などを考慮して取締役会にて決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社では、経営陣幹部の選任と取締役および監査役候補者の指名にあたっては、それぞれの知識・経験、人格・識見等を総合的に勘案し、その職務と責任を全うできる適任者を選任または指名する方針としております。この方針に基づき、取締役候補者については、取締役会において、監査役候補者については、監査役会の同意を得て取締役会にて決定いたします。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の選任理由は、株主総会招集ご通知の参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、社内規定を設け、法令上取締役会による専決事項とされている事項、重要な業務執行に関する事項以外の業務執行の決定については、経営陣に権限を委譲し、意思決定の迅速化を図っております。

【原則4-9 独立性判断基準】

当社は、独立社外取締役候補者の選定にあたっては、東京証券取引所が定める独立性判断基準に従い、独立性の有無を判断しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、適切かつ迅速な判断を行うために、経営判断に必要な知識・経験・能力等を有する多様な取締役でバランス良く構成することを原則としております。また、複数の独立社外取締役を選出することで、新たな視点の導入、牽制・監督機能の強化を図っております。取締役の員数につきましては、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮される適切な員数を維持します。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

株主総会招集ご通知の参考書類において毎年開示を行っております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役がその機能を十分果たすため、就任時ならびに就任後継続的に、専門家の指導により会社法、コーポレートガバナンス、コンプライアンス等に関する知識、当社グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、各取締役・各監査役に適切な機会を提供することとしております。

【原則5-1. 株主の皆様との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主の皆様との建設的な対話を促進するための取組みを進めております。

- ・取締役または執行役員をIR委員長に指名しております。
- ・経営企画、経理財務、法務広報部門等からなるIR委員会を設置し、情報開示および株主の皆様との対話に関する連携体制を整備するとともに、経理部IR室を設置しております。
- ・毎年、5月および11月に業績説明会を開催し、それぞれ年度決算および第2四半期決算の内容ならびに翌期の業績予想につき説明を行うとともに、経営の現況、中期経営計画等について併せて説明を行っております。
- ・当社ウェブサイト上に「IR情報」欄を設け、決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、業績説明会資料、株主総会招集ご通知、決議ご通知等を掲載するとともに、問合せ窓口を設置しております。
- ・ステークホルダー等から得られた情報は、経理部IR室が集約し、取締役に適宜報告しています。
- ・株主の皆様との対話においては、社内規定の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理しております。また、当社では、決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」を設定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,549,000	5.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,031,000	5.09
株式会社みずほ銀行	6,461,443	3.64
明治安田生命保険相互会社	6,256,600	3.53
JP MORGAN CHASE BANK 385174	4,940,000	2.78
JXホールディングス株式会社	4,609,821	2.60
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	4,269,000	2.41
みずほ信託銀行株式会社	4,232,000	2.38
MSIP CLIENT SECURITIES	4,227,000	2.38
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	4,138,000	2.33

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

野村アセットマネジメント株式会社他1社から、2015年4月21日付で大量保有報告書の提出があり、2015年4月15日現在で下記のとおり株券等を保有する旨の報告を受けておりますが、当社として2016年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

(氏名または名称/保有株券等の数/株券等保有割合)

野村アセットマネジメント株式会社他1社/9,521,119株/5.18%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
有馬 康之	他の会社の出身者					△						
小寺 正之	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
有馬 康之	○	社外取締役有馬康之氏は、一般財団法人保安通信協会の理事長であります。	<p>〈選任理由〉</p> <p>同氏は、取締役としての豊富な経験と幅広い識見を有しており、専門的見地から取締役としての役割を果たしていただけるものと判断し、選任しております。</p> <p>〈独立役員として指定した理由〉</p> <p>同氏は、過去、当社の取引銀行である株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)の業務執行者でありましたが、平成28年3月期における当社の金融機関からの借入総額は、総資産額の5.1%と低く、また、当社は複数の金融機関と継続的に取引を行っており、特定の金融機関に依存していないことから、同行と当社との取引関係は、当社の業務執行の決定に対して、「主要な取引先」の該当基準である親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得るものではありません。</p>

			以上のことから、当社は、一般の株主の皆様との利益相反の生ずるおそれがないものと判断し、同氏を独立役員に指定しました。
小寺 正之	○	—	<p>〈選任理由〉</p> <p>同氏は、金融界における長年の経験と識見を当社経営に反映し、既に5年間当社の社外取締役として、当社の経営全般に対して公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、選任しております。</p> <p>〈独立役員として指定した理由〉</p> <p>同氏は、過去、当社の取引銀行であるみずほ信託銀行株式会社の業務執行者でありましたが、平成28年3月期における当社の金融機関からの借入総額は、総資産額の5.1%と低く、また、当社は複数の金融機関と継続的に取引を行っており、特定の金融機関に依存していないことから、同行と当社との取引関係は、当社の業務執行の決定に対して、「主要な取引先」の該当基準である親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得るものではありません。</p> <p>以上のことから、当社は、一般の株主の皆様との利益相反の生ずるおそれがないものと判断し、同氏を独立役員に指定しました。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・監査役、会計監査人および内部監査部門は、それぞれの監査計画、監査結果の共有等により、情報交換を行うとともに、定期的に会合を持つなど、相互の連携を図っております。
- ・監査役は、内部統制に関して、内部監査部門から定期的に監査報告を受けるとともに、適宜、意見交換を行っております。また、RC(レスポンシブル・ケア)およびリスク管理に関して、管轄各委員会への出席、各委員会内部監査機関による内部監査への同席、各委員会内部監査機関からの監査結果報告の聴取・意見交換などを通じて、適切な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中慎一郎	他の会社の出身者							△						
田原良逸	他の会社の出身者							△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中慎一郎	○	社外監査役田中慎一郎氏は、沖電線株式会社社の監査役であります。	<p><選任理由></p> <p>同氏は、取締役および監査役としての豊富な経験と幅広い識見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たしていただけるものと判断し、選任しております。</p> <p><独立役員として指定した理由></p> <p>同氏は、過去、当社の取引銀行である株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)の業務執行者でありましたが、平成28年3月期における当社の金融機関からの借入総額は、総資産額の5.1%と低く、また、当社は複数の金融機関と継続的に取引を行っており、特定の金融機関に依存していないことから、同行と当社との取引関係は、当社の業務執行の決定に対して、「主要な取引先」の該当基準である親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得るものではありません。</p> <p>以上のことから、当社は、一般の株主の皆様との利益相反の生ずるおそれがないものと判断し、同氏を独立役員に指定しました。</p>
田原良逸	○	社外監査役田原良逸氏は、みずほトラストビジネスオペレーションズ株式会社の代表取締役社長であります。また、同氏は、平成23年4月まで、当社の取引銀行であるみずほ信託銀行株式会社の業務執行者でありました。	<p><選任理由></p> <p>同氏は、取締役および監査役としての豊富な経験と幅広い識見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たしていただけるものと判断し、選任しております。</p> <p><独立役員として指定した理由></p> <p>同氏は、過去、当社の取引銀行であるみずほ信託銀行株式会社の業務執行者でありましたが、平成28年3月期における当社の金融機関からの借入総額は、総資産額の5.1%と低く、また、当社は複数の金融機関と継続的に取引を行っており、特定の金融機関に依存していないことから、同行と当社との取引関係は、当社の業務執行の決定に対して、「主要な取引先」の該当基準である親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得るものではありません。</p> <p>以上のことから、当社は、一般の株主の皆様との利益相反の生ずるおそれがないものと判断し、同氏を独立役員に指定しました。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす全ての社外役員を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

各取締役の報酬額は、役位毎の基準報酬額を基に、会社の業績および各人の役割・成果などを考慮して決定しております。中長期的な業績に連動するインセンティブプランの導入につきましては、今後検討して参ります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成28年度3月期における取締役および監査役の報酬等の額は以下のとおりです。

取締役: 12名 333百万円

監査役: 6名 53百万円

合計: 18名 386百万円(うち社外役員4名 25百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬額は、役員毎の基準報酬額を基に、会社の業績および各人の役割・成果などを考慮して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の業務の補助は、主に秘書室が担当し、経理部および人事・総務部がこれをサポートしております。また、取締役会議案に対する適切な理解のために、必要に応じて担当部門または常勤監査役が社外取締役および社外監査役に対して、議案の詳細参考情報を事前説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

〈現状の体制の概要〉

・当社は、事業環境の変化に的確かつ迅速に対応する経営体制を構築するため、平成12年に執行役員制度を導入し、経営の意思決定機能と業務執行機能とを分離することにより、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を図るとともに、代表取締役の授権に基づく業務執行体制の効率化を図っております。さらに、監督機能の更なる強化を図ることを目的として、独立性を有する社外取締役を2名選任しております。

・取締役会は、社外取締役を含む10名で構成され、毎月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款および取締役会規則に定める重要事項を決定するとともに業務執行の状況を監督しております。また、取締役会への重要事項の付議に際しては、取締役、監査役および関係部門長が出席して適宜開催される経営審議会または業務執行権を有する取締役が出席して原則として週1回開催される政策会議における事前審議を経ることにより的確な意思決定を図っております。その他、当社は、企業経営および日常の業務執行に関して、随時、弁護士、公認会計士などの専門家から経営判断の参考とするためのアドバイスを受けております。

・会計監査人については、当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結のうえ、会計監査を受けております。平成28年3月期において当社の会計監査業務を執行する公認会計士の氏名および継続監査年数は、以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 河野 明 3年

指定有限責任社員 業務執行社員 池内 基明 3年

指定有限責任社員 業務執行社員 丸山 高雄 1年

なお、当社の監査業務にかかる補助者は、公認会計士11名、その他14名であります。

・「監査役機能強化に関する取組状況」につきましては、「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の「監査役関係」の「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」および「社外監査役の選任状況」をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立した立場の社外取締役を含む取締役会および独立した立場の社外監査役が半数を占める監査役会が業務執行の監督と監査を行うことにより経営のチェック機能の強化を図っており、これら二つのモニタリング機能が並存することにより、経営監視機能は十分に機能していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日21日前に招集ご通知を発送しております。また、2016年6月29日開催の定時株主総会につきましては、招集ご通知の発送に先駆け、東京証券取引所、株式会社ICJおよび当社のウェブサイトに招集ご通知を5月31日(火)に掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の日時は、監査日程および招集手続に要する時間あるいは株主の皆様への十分な検討時間の確保等を考慮して決定しています。
電磁的方法による議決権の行使	平成22年6月29日開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成22年6月29日開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	東京証券取引所、株式会社ICJおよび当社のウェブサイトに掲載しております。2016年6月29日開催の定時株主総会につきましては、5月31日(火)に掲載いたしました。
その他	当社ウェブサイト上に「IR情報」欄を設け、株主総会招集ご通知、決議ご通知等を掲載しております。 http://www.nof.co.jp/ir/notice.html

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、5月および11月に説明会を開催し、それぞれ年度決算および第2四半期決算の内容ならびに翌期の業績予想につき説明を行うとともに、経営の現況、中期経営計画等について併せて説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト上に「IR情報」欄を設け、決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、決算説明会資料、株主総会招集ご通知、決議ご通知等を掲載しております。 http://www.nof.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署(経理部IR室)を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」において、適切な利益水準の維持とステークホルダーへの公正な還元を明文化しており、また、すべての従業員の行動における倫理的側面を規定する「日油倫理行動規範」において、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR基本方針を制定し、代表取締役社長を委員長とするCSR委員会を中心に、CSR活動を展開しております。 環境保全活動につきましては、RC(レスポンシブル・ケア)に関わる経営方針、RC規則を制定し、RC委員会を中心に活動を推進しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【当社およびグループ会社が業務の適正を一層強固に確保できる内部統制体制】

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項については、取締役会で決議する。

(2) 取締役および使用人は、日油倫理行動規範に基づき企業倫理を遵守する。

(3) 倫理委員会は、倫理法令遵守の全社的推進を図る。

(4) 倫理委員会事務局は、倫理法令遵守に関し、使用人が直接通報・相談できる窓口業務を担当する。なお、通報者に対して不利益な扱いはしない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に関する文書等の情報は、法令および文書取扱規則ならびに情報セキュリティ規則等の社内規定に基づき保存・管理する。

(2) 取締役の職務の執行に関する電子媒体情報については、セキュリティシステムにより不正アクセスなどによる漏洩を防止する。

(3) 取締役、監査役および取締役または監査役から指名された使用人は、いつでも文書ならびに電子媒体情報の閲覧と謄写ができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 経営リスクについては、レスポンシブル・ケア委員会、情報セキュリティ管理委員会、債権管理委員会などの各委員会において分析や対応策の検討を行うこととし、必要に応じて取締役会、経営審議会で審議する。

(2) 非常事態が発生した場合は、非常事態対策規則に基づき、非常事態対策本部を設置し、人的安全を確保し、経済的損失を最小に留める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて適宜開催し、経営および業務執行に関する重要事項について決議する。

(2) 取締役会の決議を経るとまのない緊急を要する重要案件が発生した場合、法令・定款に違反しないかぎり、適宜対処し、次回の取締役会で承認を得る。

(3) 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、夫々の機能強化のため執行役員制度を採用する。

(4) 取締役および使用人は、職制規則等の社内規定を遵守する。

(5) 取締役および使用人が共有するグループ全体の目標を定め、この浸透を図ると共に、これに基づく中期経営計画を策定する。また、年度計画については、中期経営計画を基準に策定し取締役会で決議する。

(6) 経営判断の迅速化のため、政策会議を原則週1回開催する。

5. 当社およびグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、当社が策定した経営理念および行動指針をグループ会社に浸透させ、事業活動を推進する。また、グループ会社は当社が策定する中期経営計画の基本方針および年度方針に則して方針を策定する。

(2) 当社は、関係会社管理規則に基づきグループ会社に経営管理を実施し、業務執行状況・財務状況等の報告を定期的に求める。

(3) 当社およびグループ会社の財産や損益に多大な影響を及ぼすと判断される重要案件については、当社取締役会または経営審議会の承認を受ける。

(4) 当社は、グループ会社のリスク管理に関して、関係会社管理規則に基づきモニタリング等を実施するとともに、CSR委員会において分析や対応策の検討を行い、グループ会社に対し、必要に応じて助言等を行う。

(5) グループ会社の内、グループ業績への影響度の高い会社は、経営上の重要事項に関して、当社と協議するものとし、当社経営幹部会議に出席し、グループ全体の業績状況を把握する。

(6) 当社は、グループ全体の効率的な業務運営に必要な情報交流の場として、毎年1回関係会社会議を開催する。

(7) 当社は、法令違反等を未然に防止する体制として、当社およびグループ会社の使用人が直接通報・相談できる内部通報窓口を整備する。

(8) 当社は、グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、グループ会社に対し法令・諸規定の遵守状況について報告を求め、必要に応じて助言等を行う。

(9) 監査役は、当社およびグループ会社の業務監査を定期的実施する。

(10) 内部統制室は、当社およびグループ会社の業務監査を定期的実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合、監査業務を補助するために必要な知識・能力を備えた使用人を配置する。

(2) 使用人が監査役の職務を補助する際には、当該使用人は、取締役および上位職位者の指示命令を受けない。

(3) 監査役を補助する使用人については、当該使用人の取締役および上位職位者からの独立性と監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命・異動等、人事に関する事項の決定には、監査役の同意を必要とする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制ならびにグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告する体制その他監査役への報告に関する事項

(1) 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席する。

(2) 当社の取締役および使用人は、取締役会・経営審議会等での決定に基づく業務執行の結果のうち、重要なものについては、監査役に報告する。

(3) 当社の取締役および使用人は、重大な法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。

(4) 内部統制室は、業務監査の結果について、定期的に監査役に報告する。

(5) グループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。

8. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告をした者に対して不利益な取扱いはしない。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還または負担した債務の弁済の請求を受けた場合は、速やかにこれに応じるものとする。

10. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、監査役会にて定める監査役監査基準に従って監査を実施し、必要の都度、取締役と協議して監査の実効性を高める。

(2) 会計監査人は、監査計画と監査結果を定期的に監査役に対して報告する。また、監査役は必要に応じて会計監査人や企業集団の各部門と情報交換や意見交換を行う。

(3) 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換して、相互認識と信頼を深める。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制室は、当社およびグループ会社の財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に

行うため、財務報告に関わる内部統制システムの整備および構築を行い、財務報告に関わる重要なプロセスの統制活動の強化を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「当社およびグループ会社が業務の適正を一層強固に確保できる内部統制体制」の一環として、反社会的勢力排除に向け、以下のとおり取り組んでおります。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、日油倫理行動規範において、反社会的勢力排除に向けた基本方針として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる態度、行動をとり、一切関わらない旨を定め、全ての取締役、監査役、執行役員等および使用人への周知徹底を図っております。

また、当社は、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、社内外に反社会的勢力との決別を宣言しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

(1) 対応統括部署の設置状況

当社は、倫理委員会事務局を反社会的勢力による不当要求に関する通報・相談窓口としての対応統括部署として定め、個人による判断を排除し、当社およびグループ会社の取締役、監査役、執行役員等および使用人を孤立させず、組織的に対応する体制を構築しております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

当社は、加盟する社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会または所轄警察署組織犯罪対策課への通報および照会、また、必要に応じ、顧問弁護士への相談を行うと共に、これら外部専門機関から対応策に関する指導を受け、適正かつ適切な措置を講じております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

倫理委員会事務局は、反社会的勢力の特定に用いるため、反社会的勢力に関する情報に関し、加盟する社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会から提供される各種資料、地区特殊暴力防止対策協議会における提供情報、報道記事、当社およびグループ会社内の相談事例等を収集し、一元管理しております。

(4) 研修活動の実施状況

当社は、社員教育プログラムに倫理行動規範の教育を組み入れ、新入社員研修、階層別研修等のあらゆる機会を通じて周知徹底を図っております。また、倫理委員会は、当社およびグループ会社へのコンプライアンス啓発活動を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成28年5月10日開催の当社取締役会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。))に対する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を決議しました。本対応方針の概要は、以下のとおりです。

大規模買付者が下記a. およびb. の大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為が明らかに株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合を除き、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

a. 事前に大規模買付者は当社取締役会に対して当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を提供する。

b. 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する。

一方、大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。当社取締役会が対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、社外取締役、社外監査役または社外有識者からなる独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、具体的にいかなる手段を講ずるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様が発動の可否を十分にご検討いただくための株主検討期間を設けた上で、株主総会を開催することがあります。

本対応方針は、平成28年6月29日開催の当社第93期定時株主総会の決議をもって同日より発効し、有効期間は、平成31年6月に開催される当社第96期定時株主総会終結の時までとしており、有効期間中に、a. 当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、b. 当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

本対応方針は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該買付等に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものです。

本対応方針における対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本対応方針の透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

本対応方針は、株主総会での承認により発効することとしており、平成28年6月29日開催の当社第93期定時株主総会にて本対応方針について株主の皆様のご意思を確認させていただいたことから、株主の皆様のご意向が反映されております。また、本対応方針継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において、本対応方針の変更または廃止の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で変更または廃止されることになり、株主の皆様のご合理的意思に依拠したものとなっております。

本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能です。従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は、取締役任期を1年としているため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

これらの理由により、本対応方針は、会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、投資者に適時適切な会社情報の提供を行うため、金融商品取引法等の諸法令、東京証券取引所の適時開示規則および社内規定(内部者取引防止規則)に従って、以下のとおり適時開示を行っております。

1. 決定事実に関する情報および決算に関する情報

決定事実に関する情報および決算に関する情報については、毎月開催される定例取締役会または経営審議会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、迅速な決定を行っております。決定事実に関する情報および決算に関する情報については、東京証券

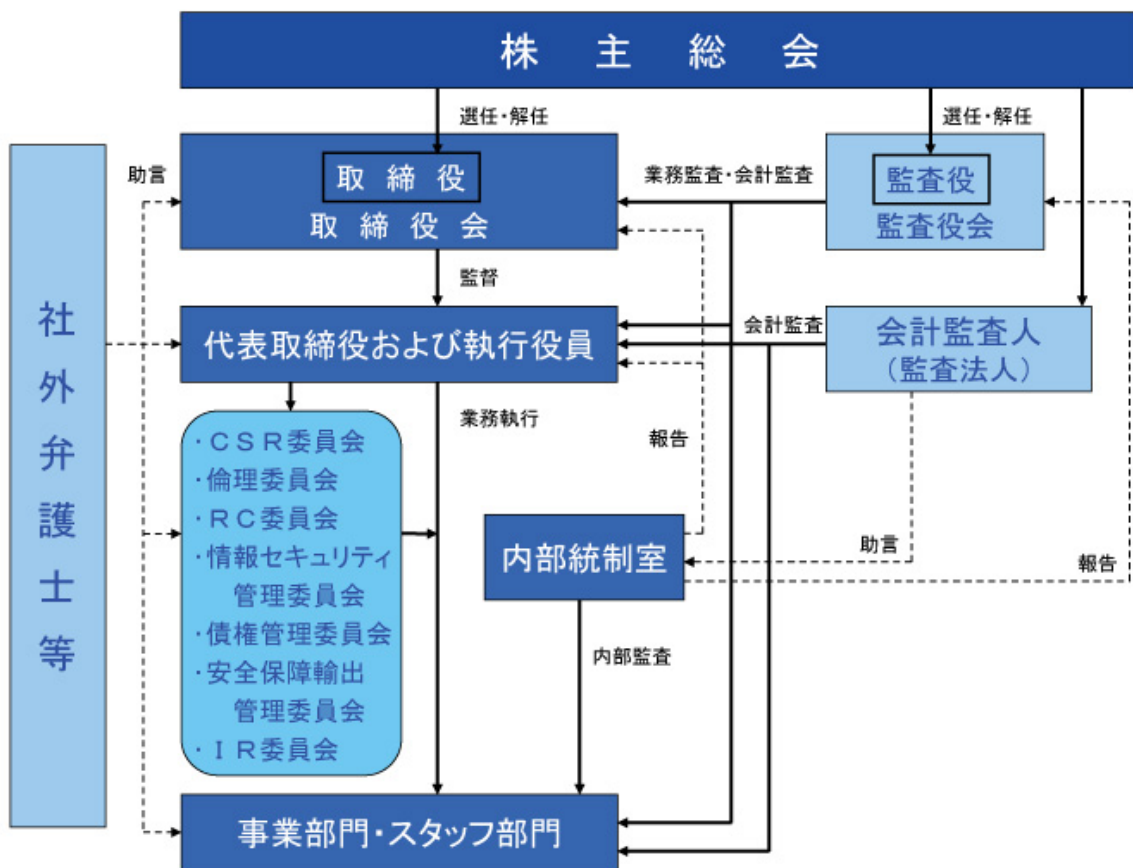
取引所の適時開示規則に従い、開示が必要か否かを検討し、開示が必要となる情報については迅速に開示を行っております。

2. 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報については、当該事実が発生したことを認識した部門の長から情報取扱責任者(人事・総務部長)に対し直ちに報告されます。情報取扱責任者(人事・総務部長)は、報告された情報が東京証券取引所の適時開示規則に従い、開示が必要か否かを検討し、開示が必要となる情報については、迅速に開示を行っております。

3. 子会社に関する情報

子会社に係る決定事実に関する情報および決算に関する情報ならびに発生事実に関する情報については、子会社の長から当該子会社を管轄している当社管轄部門の長に対し直ちに報告されます。報告を受けた管轄部門の長は、情報管理責任者(人事・総務部長)とともに、当該情報の内容検討を行い、東京証券取引所の適時開示規則に従い、開示が必要となる情報については、迅速に開示を行っております。



適時開示体制の概要についての模式図

